

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律
案要綱

第一 題名の改正等

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めること。
(題名関係)

二 目的及び国等の責務の規定において、特定配偶者の自立の支援を行うことを明確化すること。

(第一条、第四条及び第五条関係)

三 「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。）である者をいうこと。
(第二条第三項関係)

第二 支援給付に関する改正

一 特定中国残留邦人等に対する支援給付について、支援給付の額の算定の対象となる配偶者を特定配偶

者に限定すること。

(第十四条第一項関係)

二 特定中国残留邦人等の死亡後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定すること。

(第十四条第三項関係)

第三 配偶者支援金の支給

一 配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

(第十五条第一項関係)

二 配偶者支援金の月額、国民年金法の老齢基礎年金の月額（満額）相当額の三分の二とする。

(第十五条第二項関係)

三 この法律に特別の定めがある場合のほか、配偶者支援金の支給については、生活保護法の規定の例によること。

四 配偶者支援金の支給に当たっては、特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

五 配偶者支援金の支給に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めること。

(第十五条第三項関係)

六 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならないこと。

(第十五条第四項関係)

七 一から六までに定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定めること。

(第十五条第五項関係)

八 配偶者支援金を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

(第十六条第一項関係)

九 租税その他の公課は、配偶者支援金として支給を受けた金品を標準として、課することができないこと。

(第十六条第二項関係)

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十六年十月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 支援給付の実施に関する経過措置

1 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下二において同じ。）があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例によること。

(附則第二条第一項関係)

2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例によること。

(附則第二条第二項関係)

3 1によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額が当該配偶者について生活保護法第八条第一項の基準に

より算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでないこと。 （附則第二条第三項関係）

三 配偶者支援金の支給に関する経過措置

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者であって、当該死亡の時に於いて特定配偶者に該当するものには、第三の一の配偶者支援金を支給するものとする。 （附則第三条第一項関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。